

健疾発第0808001号  
平成19年8月8日

各 { 都道府県 }  
      { 政令市 } 衛生主管部(局)長 殿  
      { 特別区 }

厚生労働省健康局疾病対策課長

サーベイランスのためのHIV感染症/AIDS診断基準等における疾患名等  
について

標記については、平成11年3月3日付け健医疾発第17号厚生省保健医療局エイズ疾病対策課長通知「後天性免疫不全症候群の発生動向の把握のための診断基準について」に基づき診断を行い、病状に変化を生じたときは、平成11年3月19日付け健医疾発第30号厚生省保健医療局エイズ疾病対策課長通知「後天性免疫不全症候群（HIV感染症を含む）発生届に係る病状に変化を生じた事項に関する報告について」に基づき報告するようお願いしているところであるが、近年、一部の指標疾患について国際的に呼称変更がされるなど病態の解明、検査手法の改善が進んでいることを勘案し、平成19年8月7日に開催されたエイズ動向委員会において検討した結果、「サーベイランスのためのHIV感染症/AIDS診断基準」およびエイズ病原体感染者報告表(病状に変化を生じた事項に関する報告)における疾患名の標記等を別添のとおり改訂することとした。

については、当該改訂は、本年10月1日診断分より適用することとしたので、管下関係機関及び医療従事者等への周知方について、よろしく願います。